

田人地区まちづくり懇談会を開催

「住んでてよかった田人を目指して」



自然資源を活用した交流人口の拡大について提案

田人地区まちづくり懇談会を八月一日、田人ふれあい館で開催しました。

同懇談会では「住んでてよかった田人を目指して」をテーマに、既存施設の有効活用による教育機関等との連携や、田人地区の豊かな自然を生かした地域振興情報インフラ等の整備などについて、住民の皆さんと市長・関係部長が意見を交換しました。その主な内容をお知らせします。

○田人地区の自然資源を活用した交流人口の拡大について

【提言】田人地区は、深い森の緑を背景に、四時川溪谷や仏具山など、手軽に楽しめるハイキングコースがあり、市内外から多くの方が訪れ、里山歩きなどを楽しんでいきます。このような観光資源を改めて掘り起こし、利用者が安心して散策できるような機能充実を図るとともに、情報発信に努

め、今後の訪問客の拡大のために活用すべきだと思いますが、市の考えを。
【市】田人地区は、緑豊かな自然環境、個性豊かな伝統芸能など、さまざまな地域資源があります。これら地域資源と、多彩なハイキングコースを組み合わせたことにより、田人地区の観光を面的に捉え、さらには他地区との連携を強化することで、互いの魅力度アップや、田人地区のアピールにつながると考えています。

そのためには、田人地区の皆さんが、地域の資源を改めて見つめ直し、磨き上げていただくことが必要であると考えています。市としても観光施設や宿泊施設、関係団体などと連携を図りながら、観光交流人口の増加と地域の活性化を目指していきます。

○光ファイバー回線敷設の対応について

【提言】田人地区では、携帯電話のつながらない場所や、インターネット回線の通信速度が実用に耐えられない状況の場所があり、情報インフラの整備が必要だと考えます。光ファイバー回線敷設の対応や、大容量の定額高速通信の施策について、市の考えを。

【市】光ファイバー回線の敷設については、多額の費用を要することから、電気通信事業者がサービスを提供することに当たり、採算に見合った一定の利用契約者の確保などが課題となります。



熱心に説明を聞く参加者

市では、光ファイバーと同等の通信速度を有する高度無線環境の実現に向けた伝送路設備などの整備を支援する新たな補助制度の活用を検討するほか、新技術の開発状況などを踏まえながら、電気通信事業者による整備や、サービス提供の可能性について協議を行うなど、引き続き調査・研究を行っていきます。

また、今後整備が進むと見込まれる第五世代移動通信システムでは、光ファイバーと同程度の速度の通信も可能となることから、そのような動向にも注視しながら、幅広く検討していきたいと考えています。

知ろう！権利擁護・成年後見センター

○お問い合わせ
保健福祉課地域福祉推進係（権利擁護・成年後見センター）
☎27-8571



市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方や、虐待などにより権利侵害を受けている方の権利擁護の推進により、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、権利擁護・成年後見センターを設置しています。同センターでは、虐待の予防や、成年後見制度の利用に関する普及・啓発、弁護士などによる無料法律相談を開催しているほか、市民後見人などの権利擁護に携わる人材の育成も積極的に行っています。また、高齢者や障がいのある方など社会的に弱い立場

- 場の方たちに寄り添い、地域に密着した支援ができるよう、各地区保健福祉センター・地域包括支援センターと連携し、電話や各窓口で相談を受け付けています。支援を必要とする方やそのご家族など、気軽に相談してください。
- 権利擁護無料法律相談
 - ▼とき 第2・3・4木曜日 14時～16時30分
 - ▼ところ 総合保健福祉センター
 - ▼申し込み方法 希望日の2週間前までに権利擁護・成年後見センターへ☎で
- 第三期市民後見人養成講座受講に係る事前説明会
 - ▼とき 10月5日(土) 13時30分～15時30分
 - ▼ところ 市文化センター
 - ▼内容 成年後見制度と市民後見人の役割についての講演、第三期市民後見人養成講座の概要説明
 - ▼対象 10月5日現在で、本市に住民登録を有する25歳以上70歳未満の方
 - ▼定員 百人（応募多数の場合は抽選）
 - ▼申し込み方法 各支所・

地区保健福祉センターなどに備え付けの申込書（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入し、〒973-8408 内郷高坂町四方木田191 権利擁護・成年後見センターへ
▼申込期限 9月2日(月) 25日(水)必着
※十一月から開始する第三期市民後見人養成講座（全九回）を受講希望の方は、同説明会に参加することが条件となります。詳しくは、同センターへお問い合わせください。

紺綬褒章

▷山木工業株式会社＝平谷川瀬
同褒章は、公益のために多額の私財を寄付した個人・団体に授与されるものです。昨年4月に、子どもたちの教育環境の充実のため、市教育先進都市づくり基金に現金1,000万円を寄付した功績がたたえられました。

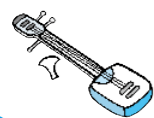
各種協定を締結しました

○地域活性化包括連携協定

- ▶締結日 7月17日
- ▶締結者 株式会社日本政策金融公庫いわき支店、市
- ▶内容 災害対策、市の経済活性化、地域産品の販売・観光の振興、地域社会の活性化・市民サービスの向上など

○包括連携協定

- ▶締結日 7月31日
- ▶締結者 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社、市
- ▶内容 鉄道と駅の利便性の向上、駅周辺地域の活性化、公共交通機関の利用促進、観光・地域資源を活用した地域創生の取り組みなど



第51回いわき市民文化祭を開催



○開幕式

▶とき/ところ 10月6日(日) 10時10分/アリオス

中央公民館 ☎22-5431

とき	内容	ところ
9/28(土) 29(日)	9時~16時 (29日は~15時) 内郷地区展示	内郷公民館
10/6(日)	10時30分~16時 舞踊発表会	アリオス
10/11(金) ~14(月)	10時~16時 (14日は~15時) 写真展	産業創造館
10/13(日)	9時~17時 三味線、舞踊、歌謡曲合同発表会	アリオス
10/20(日)	9時~17時 内郷地区芸能	内郷コミュニティセンター
	9時~18時 短歌大会	市文化センター
10/26(土) 27(日)	11時30分~16時30分 三曲演奏会	アリオス
	9時~16時 小名浜地区展示	小名浜公民館
	9時~16時 (27日は~15時) 好間地区展示	好間公民館
10/27(日)	9時30分~16時 (27日は~15時) 勿来地区展示	勿来体育館
	10時~15時 小名浜地区芸能	小名浜市民会館
11/2(土) 3(日)	13時30分~16時 大正琴演奏会	アリオス
	9時30分~16時 (3日は~15時30分) ちぎり絵展	市文化センター
11/3(日)	10時~16時 平地区芸能・展示	アリオス
	9時~15時 四倉地区芸能	四倉公民館
	9時30分~15時 好間地区芸能	好間公民館
	久之浜・大久地区芸能	久之浜・大久ふれあい館

とき	内容	ところ
11/3(日)	9時30分~15時30分 俳句大会	生涯学習プラザ
11/4(月)	9時30分~15時 久之浜・大久地区展示	久之浜・大久ふれあい館
11/8(金) ~10(日)	9時~16時 (10日は~15時) 木彫作品展示会	暮らしの伝承郷
11/9(土)	13時30分~15時30分 女声合唱	アリオス
11/9(土) 10(日)	9時~16時 常磐地区展示	常磐公民館、常磐市民会館
	9時~16時 (10日は~15時) 四倉地区展示	四倉公民館
11/10(日)	9時~16時 吟剣詩舞道大会	アリオス
	9時30分~16時 常磐地区芸能	常磐市民会館
	9時40分~15時30分 勿来地区芸能	勿来市民会館
11/16(土) 17(日)	9時~15時 (17日は~14時) 遠野地区展示	上遠野公民館
	13時30分~15時30分、18時30分~20時30分 (17日は13時30分~15時30分) 演劇発表会	アリオス
11/17(日)	10時~14時 遠野地区芸能	上遠野公民館
11/23(土)	13時~16時30分 アンサンブルコンサート	アリオス
11/24(日)	10時~16時 民謡発表会	アリオス

10月1日(火)から

施設使用料や手数料などを改定

消費税の改定に伴い 施設使用料などを改定

現行八パーセントの消費税率が、十月一日(火)から十パーセントに改定されることに伴い、関連する条例案が、市議会二月定例会で可決され、それぞれ所要の改正を行いました。

○施設使用料などを改定

施設・設備の使用料や、文化・観光施設などの入館料・観覧料、保健所が行う食品・ウィルス等の検査に係る手数料などが、十月一日から改定となります。

※各料金等について詳しくは、各施設などへお問い合わせください。

○水道料金などを改定

水道料金、下水道使用料、地域污水处理施設使用料、農業集落排水処理施設使用料が十月一日以降に使用した分から改定となります。

トピックス

〈表1〉改定後の入浴料

区分	入浴料
大人(12歳以上)	300円
6歳以上12歳未満	150円
6歳未満	無料

公衆浴場の入浴料を改定

公衆浴場のさらなる経営の安定化を図るため、湯本の

地域污水处理施設使用料は、来年一月一日以降に納入する分から、農業集落排水処理施設使用料は、本年度第四期分から改定した料金が適用になります。

※各料金など詳しくは、検針員が配布または納付書に同封するお知らせチラシをご覧ください。

○お問い合わせ
 ・水道料金に関すること
 市水道料金お客様センター
 ☎22-9300

・下水道・地域污水处理施設・農業集落排水処理施設の使用料に関すること
 生活排水対策室経営企画課業務係
 ☎22-7519

・湯本駅前みゆきの湯に関すること
 常磐支所経済土木課財産係
 ☎43-2175

・さはこの湯公衆浴場に関すること
 観光事業課観光施設係
 ☎22-7480

駅前みゆきの湯、さはこの湯公衆浴場の入浴料が十月一日から改定となります(表1)。

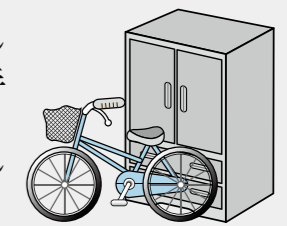
一般廃棄物処理手数料を改定

ごみ減量推進課計画係 ☎22-7529

消費税率の改定に伴い、10月1日(火)からコンビニエンスストアなどで購入する「大型ごみ収集処理手数料納付券」は、1枚当たり510円から520円になります。なお、手数料は排出品目に応じて、520円、1,040円、1,560円の3区分となります。

また、犬・猫その他の動物の死体の収集、運搬および処分の料金は、1,030円から1,050円になります。

※9月30日以前に購入した大型ごみ収集処理手数料納付券は、10月1日以降、520円分として使用できます。



田人地区に地域おこし協力隊を配置

地域振興課中山間・沿岸地域係 ☎22-7415

8月1日から田人地区に、新たに地域おこし協力隊を配置しました。

地域おこし協力隊に委嘱された下條真輝さんは、古民家を再生した建物で、のびのびと安心して過ごせる子ども預かり事業の環境整備・運営管理などの活動を行っていきます。



下條真輝さん

地区の皆さんに教えていただきながら、田人地区の振興と活性化のため、頑張っていきます。

10月1日(火)から幼児教育・保育が無償化となります

こども支援課保育・教育係 ☎22-7458

障がい福祉課事業係 ☎22-7486

10月1日(火)から、幼稚園や保育所等の保育料や、障がい児の児童発達支援等の障がい福祉サービスの利用者負担などが無償化されます。

▶対象者 3歳から5歳(就学前)までの子ども、0歳から2歳の住民税非課税世帯の子ども

▶対象施設および事業 幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育、企業主導型保育、幼稚園(認定子ども園の教育認定を含む)の預かり保育、認可外保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、児童発達支援(医療型・居宅訪問型を含む)、保育所等訪問支援、障害児入所施設

※保育料(通園送迎費・給食費などは除く)または障がい福祉サービスの利用者負担(医療費・食費などは除く)のみが無償化の対象です。

※詳しくは、利用している施設、または幼稚園・保育所などについてはこども支援課、障がい福祉サービスについては障がい福祉課へお問い合わせください。



トピックス